

野外焼却からの火災に注意！

岡消防本部予防課（☎017-775-0853）

この時期は空気が乾燥しているため、野外焼却が火災につながりやすくなります。野外焼却は法律で禁止されていますので、やめましょう。なお、農林業など例外で認められている場合でも、次のことに十分注意しましょう。

●注意すること

- ・完全に火が消えるまで、その場を離れない
- ・必ず消火用具を準備してから行う
- ・消火できる範囲（小規模）で行う
- ・空気が乾燥しているときや風が強い日は行わない
- ・火が消えた後は、安全のために水をかける
- ・消火が困難になった場合は速やかに119番通報する



消防本部予防課 赤田

5月14日（日）は 春の大掃除の日

岡清掃管理課（☎017-718-1179）

家庭から出るごみの減量化とリサイクルの推進を心掛けましょう。また、町（内）会や自治会内の清潔の保持、ごみの散乱防止に努め、みんなできれいな住みよいまちにしましょう。



◀リサイクルの取組はこちらをチェック！

ごみの出し方を再確認しましょう！▶



老人クラブの活動を 支援しています

●老人クラブとは？

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織です。高齢者相互の親睦を深めたり、生きがいと健康づくりのための活動、住みよい地域づくりを進めるための地域社会との交流事業を行っています。

●活動内容は？

市内には、約150の老人クラブがあり、各クラブごとの活動のほか、老人クラブ連合会を組織して活動しています。老人クラブは、おおむね60歳以上のかたであればごなたでも加入できます。

詳しくは、最寄りの老人クラブまたは老人クラブ連合会へお問合せください。

岡青森市老人クラブ連合会

（☎017-723-7285）

青森市浪岡地区老人クラブ連合会
（☎0172-62-9011）

●補助金の交付

市では、社会奉仕活動や教養講座、健康増進活動などの事業を年間を通じ計画的に実施している老人クラブへ、補

助金を交付し、活動を支援しています。補助対象となるクラブには、一定の条件がありますので、詳しくはお問合せください。

▽補助額（1老人クラブあたり）

1か月3千880円×活動月数

※一部補助対象とならない経費もあります

岡高齢者支援課

（☎017-734-5326）

浪岡振興部健康福祉課

（☎0172-62-1134）

包括外部監査の結果報告書を公表しています

外部の専門家（公認会計士）による包括外部監査の令和4年度の報告書「地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について」を、市役所各庁舎、各支所・市民センターなど（市ホームページにも掲載）で公表しています。

岡監査委員事務局

（☎017-761-4382）

春の全国交通安全運動

岡生活安心課（☎017-734-5258）

期間 5月11日（木）～20日（土）

※5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ①こどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

交通事故防止のため、こどもの通行量が多い学校や公園周辺、高齢者を見かけたときなどは、徐行運転・一時停止をするなどの思いやりのある運転を心掛けましょう。

運転者だけでなく、歩行者、自転車利用者なども交通ルールを守り交通事故防止に努めましょう。



青森市営霊園・墓園区画を再提供します

園生活安心課（☎017-734-5277）、浪岡振興部市民課（☎0172-62-1140）

三内・月見野・八甲田霊園、浪岡墓園の返還された墓地区画を再提供します。

詳細の掲示と申込書の配布を、5月8日(月)から生活安心課、浪岡振興部市民課、三内・月見野・八甲田の各霊園管理事務所で行います。また、市ホームページにも掲載します。ご確認の上、お申込みください。

●申込期間

5月8日(月)～5月19日(金)

※申込みがなかった区画は、

6月15日(木)～11月17日(金)に受付(申込順)

●申込要件

①本市に住所または本籍があること

②同一世帯のかたが市営霊園・墓園の使用許可を受けていないこと

③埋葬する遺骨があること

※申込みは1世帯1区画限り

※1区画に複数の申込みがあった場合は抽選(☎5月27日(土)9:30/厩柳川庁舎2階大会議室)で決定し、郵送で通知します。

●申込みに必要なもの

埋葬する遺骨があることを証明する書類(埋・火葬許可証など)の写しと申込書(青森市民でないかたは、本籍が記載された世帯全員の住民票を添付)

●申込方法

直接、生活安心課、浪岡振興部市民課へ。

または、郵送で、〒030-0801 新町一丁目3-7 青森市役所生活安心課へ。



雪解け後の 空家などの管理

●空家などを所有しているかたは

雪解け後の建物を確認し、建物などが倒壊・損壊している場合は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、修繕、解体・撤去などの適正な管理をお願いします。

●譲渡所得にかかる優遇措置

相続した空家などを譲渡した場合、税の特別控除が受けられる場合があります。詳しくは、住宅まちづくり課までお問合せください。

園住宅まちづくり課

(☎017-734-23805)

浪岡振興部都市整備課

(☎0172-62-1145)

各種相談

5月の専門相談

◆予約が不要な相談

所園市民なんでも相談室(駅前庁舎1階) ☎017-734-5249

●人権相談 ☎1日(月)・15日(月)午前10時～午後3時

●行政相談 ☎11日(木)・18日(木)・25日(木)午前10時～午後3時

●司法書士相談 ☎1日(月)・9日(火)午前10時～午後2時

●不動産相談 ☎11日(木)・18日(木)・25日(木)午前10時～午後3時

●不動産鑑定士相談 ☎23日(火)午後1時～3時

●土地家屋調査士相談 ☎1日(月)午前10時～午後2時

●行政書士相談 ☎12日(金)・19日(金)・26日(金)午前10時～午後3時

◆予約が必要な相談

●法律相談 ☎8日(月)・22日(月)午後1時～3時

●生活安心課 ☎017-734-5250へ電話予約。8日分は1日から、22日分は9日から受付(午前8時30分～) ※相談は1回まで(1人20分間)

浪岡地区の相談

所浪岡庁舎2階 小会議室

●人権相談・行政相談 ☎18日(木)午前9時～午後3時

園浪岡振興部健康福祉課

☎0172-62-1113

●女性のための専門相談(法律)

法律に関する問題に、女性弁護士がアドバイスします。

☎5月23日(火)午後1時～3時

所アピオあおもり

●3人(申込順)

備相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

☎5月18日(木)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1102)へ

●女性のための専門相談(こころ)

こころの悩みに、女性公認心理師が応じます。

☎5月18日(木)午後1時～3時

所アピオあおもり

●2人(申込順)

備相談内容をお知らせください。

☎5月16日(火)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1102)へ